

公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託に係る企画提案募集要項
(公募型プロポーザル方式)

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県地域公共交通協議会 会長 佐々木 邦明
令和8年2月10日

1 趣旨

リニア中央新幹線の利用者数や停車本数増加の好循環を生み出し、開業効果を最大化するとともに、次世代モビリティ等を活用し、交通弱者にも配慮した新たな公共交通網の構築に向けて、県や市町村、交通事業者等が連携・協働して取り組むための指針となる「公共交通網再編に向けた基本方針」の策定支援業務（以下、「本業務」という。）に係る委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の内容

(1) 名称

公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務

(2) 委託内容

別紙「公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。ただし、仕様書の内容は企画提案書の内容をもとに企画提案額の範囲内で協議により変更することができるものとする。

(3) 委託料

予算上限額 金 38,423,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 企画提案に係るスケジュール

| 実施内容 | 実施日時 |
|---------------------|--------------------|
| 企画提案募集開始 | 令和8年2月10日（火） |
| 企画提案応募資格確認申請書等の提出期限 | 令和8年2月20日（金）午後5時まで |
| 質問票の提出期限 | 令和8年2月20日（金）午後5時まで |
| 企画書の提出期限 | 令和8年3月12日（木）午後5時まで |
| プレゼンテーション審査 | 令和8年3月17日（火）（予定） |
| 審査結果通知 | 令和8年3月19日（木）（予定） |

4 企画提案の参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

なお、業務共同体として参加する場合は、業務共同体の構成員のうちいずれかが次の(1)～(3)のすべての要件を満たし、業務共同体のそれぞれの構成員が、(4)～(9)のすべての要件を満たす者とする。

(1) この公告の日以降において、山梨県における建設・コンサルタント等の競争入札参加資格のうち、「都市計画」の業種の認定を受けていること。

※ それらの認定、参加資格の登録を受けている山梨県内の事務所を有する本社も、この要件を満たす者とする。

(2) 過去5年間（令和2年度以降）において、同種又は類似業務（地域公共交通計画策定支援業務等）を、元請として請け負った実績を有する者であること。

(3) 配置予定技術者の要件は次のとおりとする。

ア 管理技術者は、上記(2)における同種又は類似業務に関する担当実績を有する者でなければならない。

イ 技術士（当該業務に関する部門）の資格を有した照査技術者及び管理技術者を本業務にそれぞれ配置すること。

ウ 照査技術者及び管理技術者は15年以上の実務経験（※）を有する者であること。

エ 主任技術者は10年以上の実務経験（※）を有する者であること。

オ 担当技術者（照査技術者、管理技術者、主任技術者以外の者）は5年程度の実務経験（※）を有する者であること

※ 照査技術者、管理技術者、主任技術者及び担当技術者の実務経験とは、受発注者の立場に關係なく、関連分野の実務経験のことを指すものとする。

〔他社（現在所属している事業所以外）等での実務経験も含む〕

カ 照査技術者は管理技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

キ 原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等のほかは認めない。

(4) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。

(5) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(6) この公告の日から審査結果通知日までの間に、地方自治法施行令（昭和22年令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

- (9) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
イ 破産者で復権を得ない者
ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 企画提案の参加手続き

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- 以下の書類を各1部提出すること（各様式に記載のある添付書類を含む）。
- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2-1）
 - ウ 役員名簿（様式2-2）
 - エ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）
 - オ 管理技術者届（様式第4-1）、照査技術者届（様式第4-2）、主任技術者届（様式第4-3）、担当技術者届（様式第4-4）

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(3) 提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

(4) 提出方法

書類提出は、持参又は郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

6 企画提案に係る質問

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式5）

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

提出は電子メールによる。なお、件名に「公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託プロポーザル質問」を最初に記すこと。

(4) 提出方法及び提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、業務募集ページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/linear-jks/0702/saihenn.html>）において令和8年3月2日（月）までに公開する。その際、質問者名の記載はしない。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画書の提出、審査

（1）企画書の提出

① 提出書類

次のア～ウまでの書類を1セットとして、これを企画書と呼び、次により提出すること。なお、提出媒体は紙及び電子とする。

ア 企画提案書（任意様式）

・企画提案書の作成にあたっては「公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託に係る企画提案書作成要領」のとおりとすること。

イ 法人の概要書（任意様式）

・定款、パンフレット等でも可とする。

ウ 見積書（任意様式）

・仕様書の内容に沿って作成すること。

・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。

・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

・審査に際しては、名称や住所など、企画提案者が特定できる情報を隠したうえで事務局から審査委員に配付する。

② 提案数

1参加者につき1件とする。

③ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※「公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託に係る企画提案書作成要領」のとおり

④ 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時まで

受付は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

⑤ 提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

⑥ 提出方法

紙媒体については持参又は郵便により、期限までに提出先に必着のこと。電子媒体についても、期限までに電子メールにて提出すること。

⑦ その他

提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

(2) 企画提案のプレゼンテーション審査

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

① 実施日時・場所

日時：令和8年3月17日（火）（予定）

場所：山梨県庁（山梨県甲府市丸の内1-6-1）

※詳細な時間及び場所は個別に通知する。

② プrezentation時間

1者30分程度（企画提案説明15分、質疑10分、準備・入退室5分）

※企画提案者（参加資格審査通過者）が多数の場合には、上記の時間配分が変更になる場合がある。

③ その他

- ・プレゼンテーションでは、提出した企画書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。

- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意する。

④ 結果の通知

令和8年3月19日（木）（予定）に、プレゼンテーションを行った者全員にメール及び書面で通知する。

8 審査について

(1) 選考方法

別紙「審査基準」に基づき総合的に審査し、第1位の者を契約締結候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

- ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

9 契約

(1) 契約の方法

契約締結候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結時、予算上限額の範囲内で変更する場合がある。

10 その他

- (1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- (2) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

11 問い合わせ先

山梨県地域公共交通協議会 事務局

（山梨県新価値・地域創造推進局 リニア・次世代交通推進課 次世代交通ネットワーク担当）

所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館5階

電話 055-223-1659（直通）（担当：浅川）

メールアドレス linear-jks@pref.yamanashi.lg.jp